

◆お知らせ

令和7年4月1日より

入院時の食事負担額が改定されます

令和7年4月1日から、一般の入院患者さんの食事負担額が1食当たり490円→510円に変更となります（一般の方以外は230円→240円、180円→190円に変更となります）。

これは、食材費等の高騰への対応として厚生労働大臣が定めたもので、全国一律の金額です。現行の1食当たりの料金より10～20円増となりますが、ご理解の程、よろしく願いたします。（自費の方は670円→690円となります）



◆入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分：流動食のみを提供する場合以外）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円（1日につき1,470円） （※1食につき280円 1日につき840円）	1食につき510円（1日につき1,530円） （※1食につき300円 1日につき900円）
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円（1日につき690円）	1食につき240円（1日につき720円）
区分カ	低所得Ⅱ	1食につき180円（1日につき540円）	1食につき190円（1日につき570円）
過去1年間で90日超入院の場合			
	低所得Ⅰ	1食につき110円（1日につき330円）	

※指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童

問い合わせ先：医事課